

京情審答申第67号
平成20年10月10日

京都府教育委員会
教育長 田原 博明 様

京都府情報公開審査会
会長 山本 克己

公文書公開決定、部分公開決定及び非公開決定（不存在等）
に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年11月14日付け 9 教職第732号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案において実施機関が行った公開決定については、別表1の番号1から7までの公文書を対象公文書に加え、公開又は非公開の決定を行うべきである。

本件事案において実施機関が行った部分公開決定については、実施機関が非公開と判断した部分のうち、別表2に記載する部分を公開し、また、別表1の番号8及び9の公文書を対象公文書に加え、公開又は非公開の決定を行うべきである。

本件事案において実施機関が行った非公開（不存在）決定については、決定を取り消し、別表1の番号10から14までの公文書を特定の上、改めて公開又は非公開の決定を行うべきである。

実施機関のその余の判断は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 平成19年5月29日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、別紙1を内容とする公文書の公開を請求した。

2 実施機関は、平成19年6月12日、本件公開請求のうち「個人面接・集団面接の具体的な質問事例に関する情報」について、別紙3の番号1のとおり、部分公開決定処分を行った。

また、それ以外の部分については、同日、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上、平成19年7月27日、条例第10条第1項及び第2項の規定により別紙2の番号1から6まで及び別紙3の番号2のとおり公文書公開決定処分、公文書部分公開決定処分及び公文書非公開（不存在）決定処分を行い、同日、異議申立人に公文書公開決定通知書、公文書部分公開決定通知書及び公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。

3 平成19年9月25日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記のうち、別紙2に係る処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

4 平成19年11月14日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

5 平成20年4月24日、実施機関は再調査の結果、別表1の公文書のうち下線を引いた公文書について、請求の対象に含まれるものとして、

異議申立人に対し、情報提供を行った。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 教員採用選考試験について

教員の採用は、一般公務員の競争試験とは区別され、「選考」によって行われている。「選考」とは「一定の基準と手続」のもとに、志願者の職務遂行能力を測定するものである。

選考に当たっては、平等取扱いの原則、恣意的採用の禁止、「雇用の安定」と身分保障（有資格者である志願者の立場の尊重）、公正・明朗・適切な選考・採用の実施の原則が遵守されなければならない。

これを実証的に点検・吟味する上で、情報の公開が不可欠である。試験内容（筆記試験問題、実技試験、面接技法等）の公開にとどまらず、正解・模範解答、採点・評価基準、総合判定基準の詳細な公開、合否・採用の手続の公開がなされねば、公正で透明な行政運営とは程遠いこととなる。それらの公開によって、教員選考の改革が始まるのである。

2 本件処分について

(1) 公開決定について

ア 「一次試験一部免除者の前年度一次試験成績の取扱いをどう定めたかに関する情報」について

当該年度の選考過程で、「前年度一次試験の成績」が資料として利用されたのか、また利用されたとした場合の取扱いがどのようなであったのかを請求する趣旨であり、実施機関の特定した「平成19年度京都府公立学校教員採用選考試験について」（以下「対象文書1」という。）には、「一部試験を免除」し、「受験者の負担を軽減する」ことで「受験者の確保を図る」という記述のみであり、請求した内容が含まれていない。一次試験の内容を全て受験した者と一部免除された者はどのように判定され、比較されているのか。

イ 「臨時的任用・非常勤教職員の任用に関する法的根拠と実際の任

用（希望者・候補者へ周知や選考の手順、選考の公平性を担保するシステムなど）に関する情報」について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項がすべての臨時的任用者の任用根拠であるという説明は容認できない。学校現場にて働くすべての非常勤教職員及び臨時的任用者について、地方公務員法第22条第2項以外の任用根拠を示した文書があるのではないか。

また、任用基準や任用手続について、京都府教育委員会ホームページにおいて紹介されているのは「常勤又は非常勤の講師」という一部の職種のみである。実施機関の特定した「京都府教育委員会における講師採用の流れ」（以下「対象文書2」という。）についても、任用の実態を正確に示すものではなく、「誰を」「どのように」任用するのかなど、臨時的任用者や非常勤教職員、任用制度について知りたい府民の要求に応えるものではない。

(2) 部分公開決定について

ア 「専門教科・小論文の問題の作成・採点についての委託に関する決裁文書などの情報」について

問題作成及び採点に係る委嘱者（以下「問題作成者等」という。）の職名及び所属を公開しても、問題作成及び採点（以下「問題作成等」という。）業務に支障が生じるとはおよそ考えられない。

過去、実施機関自身が、「問題作成者」として、「一般教養／指導主事及び教職員課職員等10名」「専門教科／指導主事及び研究主事等26名」「小論文／教職員課職員3名」と、氏名以外の所属・職名を情報提供により明らかにしている。「公開に支障なし」と自ら判断したものを、今回「公開すると著しい支障が生じるおそれがある」と主張するのであれば、判断を変更した理由を具体的に説明するべきである。過去に、当該情報を明らかにしたことによって、著しい支障が生じたのであれば、事例を具体的に挙げて説明して欲しい。

実施機関の特定した「平成19年度京都府公立学校教員採用選考試験に係る事務（問題作成等）の委嘱について」（以下「対象文書3」という。）には、小論文の問題作成等に係るものが欠落している。

イ 「教育実践力テスト（二次）のテーマに関する情報」について

近年、教員採用選考においては「人物」「実践力」が重視・強調されている。京都府においても同じ趣旨に基づいて出題内容や方法の改善が図られてきた。その中で、「教育実践力テスト」が重要な位置を占める傾向が強まっている。しかし、実施機関は、今回も教育実

実践力テスト問題の公開を拒んでいる。教育問題の深刻な現状を考えると、どんな基準で実践力を評価しているのかを公開することにより、「どんな教師を求めるべきか」の府民的なコンセンサスをつくっていくことが大切であるにもかかわらず、旧態依然として非公開に固執する意図が不可解であるし、適切さを欠く。

都道府県別、教科別の試験内容は、受験生に対する聞き取り調査によって作成された出版物により既に明らかであるため、試験の傾向が明らかになって支障が生じるものではない。

仮に支障が生じるおそれがあるならば、作問・発問の工夫によって対応できる。

また、具体的課題（設問）が秘匿とされることによって、その内容の適・不適を検証する機会が奪われている。

(3) 非公開（不存在）決定について

ア 「一次試験で大阪府とほぼ同じ問いが出題されるに至る過程での大阪府との協議内容及び決裁に関する情報、また受審者の当該出題についての解答状況の分析に関する情報」について

他の教育委員会との信頼関係があるにせよ、京都府の教員採用選考試験に第一義的に責任を負うのは、京都府教育委員会である。それを実施する上での試験問題はすこぶる重要な公文書であり、実施日までの守秘義務が厳しく求められている。その機密文書の内容を外部機関（他府県の教育委員会）と共有するという行為は決して軽くない。その行為の重さから考えて、「共同作成」に関する起案・回議・決裁がないなどという言い分を鵜呑みにすることはできない。従来聞いたことがない「共同作成」方式が導入される際に、それに関する起案や決裁がなかったということがどうしても考えにくい。

「共同作成」は、いつ・どこで・どのように実施されたのか。京都府庁以外の場所でその作業が行われたとすれば、出張願い・出張報告・旅費支給に係る文書が、外部に委託したとすれば、発注書・委嘱状・謝礼等といった文書が存在しうるのではないか。

実施機関は非公開（不存在）とした理由について、「実務的に行っているものであり、請求のあった公文書については存在しない」としているが、「実務的に行っている」とは、どういうことを指すのか。「実務的に行う」場合は、回議や決裁を必要としないのか。そのような取扱いをする根拠は、京都府の諸規定のどこにあるのか。

実施機関の説明には、「当該出題についての解答状況の分析に関する」情報に係る決定についての説明がない。

イ 「京都府下市町村による非常勤教職員の独自任用数に関する情報」について

「非常勤教職員の独自任用数」については、実施機関が「文部科学省への報告のため、各教育局へ照会している」ことを認めている。ならば、異議申立人が請求した趣旨に沿って、各教育局へ照会した結果を整理し直してでも公開し、府民の知る権利を保障するのが実施機関の責務であるはずである。その手数を考慮するとしても、各教育局に照会したことによって集約できた内容をそのまま公開すればよかったのではないか。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 教員採用選考試験について

教員という職は、児童生徒の人格形成の過程に直接関わる重要な役割を担っており、その特殊性と職責を考慮し、本府においては従来から「人物重視」の選考を行ってきた。公開請求に係る平成19年度教員採用選考試験においても、多種多様な内容で試験を実施し、その結果を総合的に判定し、知識のみならず、人間性や社会性、専門性等、幅広い能力・適正を有する教員としてふさわしい人材を選考したところである。

2 本件処分について

(1) 公開決定について

ア 「一次試験一部免除者の前年度一次試験成績の取扱いをどう定めたかに関する情報」について

一次試験一部免除者の前年度一次試験成績の取扱いについては、当該部分のみを取り出して検討しているものではなく、試験実施に当たっての方針伺いの中で決定しているものであり、当該方針伺いを対象文書1として公開決定を行ったものである。対象文書1のほかに、第一次試験一部免除者の前年度第一次試験成績の取扱いをどう定めたかについて記載した公文書は存在しない。

イ 「臨時的任用・非常勤教職員の任用に関する法的根拠と実際の任用（希望者・候補者へ周知や選考の手順、選考の公平性を担保するシステムなど）に関する情報」について

臨時的任用については、地方公務員法第22条第2項の規定により任用している。また、非常勤教職員は地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職であり、京都府教育委員会においては非常勤講師取扱要綱を制定し、任用している。

このほか、採用までの流れについて示したフロー図を内部資料として作成しているため、対象文書2として公開決定を行ったものである。

さらに、講師登録の手続については、京都府教育委員会のホームページにおいても広く周知しているところであるが、本件処分後、ホームページに掲載することについての決裁文書である別表1の番号7の公文書を、請求の対象に含まれるものとして情報提供したものである。

(2) 部分公開決定について

ア 「専門教科・小論文の問題の作成・採点についての委託に関する決裁文書などの情報」について

非公開としたのは、各教科の問題作成者等を一覧にした部分であり、試験問題という極めて機密性の高い情報を取り扱う者の所属、職名及び氏名が記載されている。

問題作成者等の所属、職名及び担当教科を明らかにすることにより問題作成者等が特定される。既に終了した試験の問題作成者等であっても、問題作成等業務は指導主事等が行っており、指導主事等の人数は各教科とも限られているため、問題作成者等に代替性をもたせることは極めて困難である。現在問題作成等業務に従事している者はもちろんのこと、過去に問題作成等業務に従事した者についても「そのポストにある者」が問題作成等に携わっていることを公開することにより、受験者や受験指導業者等に接触される可能性があり、問題の漏えいなどの危険性がある。

さらに、問題作成者等の所属、職名及び担当教科という問題作成者等が特定される情報を明らかにすることで、日常的に他者と接する際にも周囲から疑念を持たれないように過度のプレッシャーがかかり問題作成者等となることが敬遠されること及び問題作成等業務は指導主事等の本来の職務に位置づけておらず委嘱という方式を取っていることから、問題作成者等の引受手を確保することが困難になることにより、問題作成等業務に著しい支障がある。

小論文の問題作成等業務については、外部に委嘱していないため、対象公文書となるものがなく、欠落しているものではない。

イ 「教育実践力テスト（二次）のテーマに関する情報」について

教育実践力テストとは、校種・教科別に用意した課題を、受験者に無作為に選ばせ、その課題について指導案を作成させるとともに、模擬授業を実施させるものである。請求に係る公文書として特定した「平成19年度京都府公立学校教員採用試験第2次試験教育実践力テストの課題について」（以下「対象文書4」という。）のうち非公開とした具体的課題例は、受験者の人数にあわせて用意した課題であり、作成には相当な時間を要するため、今後の試験において課題の更新や差し替えは困難である。

教育実践力テストにおいては、初めて与えられる課題に対する受験者本来の専門性、資質、臨機応変な判断能力等を評価することを目的としているが、課題を公開することにより、受験者等が事前に対策を立てることが可能となり、受験者を公平に評価することができなくなるおそれがあることから、選考試験の適正な遂行に著しい支障が生じる。

(3) 非公開（不存在）決定について

ア 「一次試験で大阪府とほぼ同じ問いが出題されるに至る過程での大阪府との協議内容及び決裁に関する情報、また受審者の当該出題についての解答状況の分析に関する情報」について

平成18年度、近畿府県市の一部（滋賀県、大阪府、和歌山県、京都市、京都府）において教員採用選考試験の試験問題の一部を共同作成したところであり、他府県市との試験問題の交換は、京都府で開催した「教員採用選考試験問題の共同作成の試行に係る実務担当者会議」において行った。当該会議に関する公文書については、本件処分後、別表1の番号10から13までの公文書を請求の対象に含まれるものとして情報提供したものである。

他府県市と試験問題を共同作成することについては、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指示により、平成16年度に近隣府県が参加して開催された教職員人事・給与主管課長会議において京都府教育委員会から提案したものであるところ、当該会議の結果を教育長に復命したことによって、京都府教育委員会が他府県市と試験問題を共同作成する方針が決まったものと理解しており、決裁文書は作成していない。よって、請求に係る公文書は保有していない。

解答状況を分析し、比較等することは目的としていないため、請求に係る公文書は保有していない。

イ 「京都府下市町村による非常勤教職員の独自任用数に関する情報」について

府下市町村による非常勤教職員の独自任用数については、文部科学省への報告のため、各教育局から府内市町村に対して照会しているものである。本件処分後に調査した結果、教育局において、府内市町村からの回答を保管していることが判明したが、異議申立人から請求されたような任用形態、単価等が記載されている公文書は存在しない。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

したがって、このような基本理念にのっとり、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈しなければならない。

また、このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

(1) 公開決定について

ア 「一次試験一部免除者の前年度一次試験成績の取扱いをどう定め

たかに関する情報」について

異議申立人は、「対象文書1の中には請求した内容は含まれていない」として、対象文書1以外に、当該年度の選考過程で、前年度一次試験の成績が資料として利用されたのか、また利用されたとした場合の取扱いが記載された公文書がある旨主張するものと解されるので、以下検討する。

実施機関に確認したところ、第一次試験の合否判定については、各科目の合格基準を満たした者を合格と判定しているとのことであるが、第一次試験の一部科目を免除された者については、前年度第一次試験に合格したことをもって、免除科目が当該科目の合格基準に達したものとして扱うこととしており、前年度第一次試験の点数又は評価を合否判定において考慮していないとのことであった。また、第二次試験の合否判定においては、第二次試験において行われる科目の評価により行うとのことであった。よって、合否判定における前年度第一次試験の成績の取扱いが記載された公文書については存在しないと認められる。

しかし、本件のように請求内容が抽象的な場合は、請求者に請求の趣旨を確認し、その趣旨を明らかにした上で対応すべきところであり、その点を考慮すると、請求の趣旨を確認しなかった場合には、実施機関の判断で請求対象を狭く捉えるべきではなく、広い範囲で対象となる公文書を特定する必要がある。

したがって、「前年度第一次試験の成績の取扱いをどう定めたかに関する情報」には、合否判定において前年度一次試験の成績を考慮していない旨が分かる公文書も請求の対象に含まれるものと考えられることから、第一次試験及び第二次試験における合否判定基準が記載された公文書についても対象公文書として特定すべきである。また、免除科目については合格基準を満たしたものとする取扱いを定めた公文書がないことから、免除要件が記載された公文書及び当該判定基準を適用した結果に係る公文書についても対象公文書として特定すべきである。

以上のことから、別表1の番号1から5までの公文書を対象公文書に加え、公開又は非公開の決定を行うことが妥当である。

イ 「臨時的任用・非常勤教職員の任用に関する法的根拠と実際の任用（希望者・候補者へ周知や選考の手順、選考の公平性を担保するシステムなど）に関する情報」について

異議申立人は、学校現場にて働くすべての非常勤教職員及び臨時的任用者について、地方公務員法第22条第2項以外の任用根拠を示した公文書がある旨主張するものと解されるので、以下検討する。

実施機関に確認したところ、臨時的任用及び非常勤教職員の任用に関する法的根拠については、臨時的任用は地方公務員法第22条第2項の規定により任用しており、非常勤教職員は地方公務員法第3条第3項第3号により任用しているが、任用根拠を示した公文書は作成していないとのことであった。また、これを覆し、異議申立人の主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。したがって、これらの公文書については不存在であると考えることが相当である。

次に、異議申立人は、任用基準や任用手続について、対象文書2以外にも請求に係る公文書がある旨主張するものと解されるので、以下検討する。

実施機関に確認したところ、臨時的任用及び非常勤教職員の任用については、職種を問わず、まず、講師登録をした者の中から、校長又は人事担当者が希望地域や希望勤務条件、経験等を考慮して抽出した登録者に対して個別に連絡を取り、次に、府立学校の場合は校長が面接して採用決定を行い、市町村立学校の場合は京都府教育委員会の人事担当者が面接して採用決定を行うとのことであった。そして、これらの任用事務を行う校長又は人事担当者にとって、手続は周知の事実であるため、任用事務の手続や採用基準を示した公文書について、対象文書2以外には作成する必要がないとのことであった。以上の実施機関の説明に不合理な点は認められず、また、これを覆し、異議申立人の主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。したがって、これらの公文書については不存在であると考えることが相当である。

また、講師登録の手続については、京都府教育委員会のホームページに掲載し周知していることから、ホームページに掲載することに係る決裁文書である別表1の番号7の公文書については、請求の対象に含まれるものとして情報提供した旨説明があったところであるが、審査会においても、当該公文書は請求の対象に含まれるものと判断する。

さらに、審査会において当該公文書が編てつされた簿冊を確認した結果、当該公文書と同内容の公文書である別表1の番号6の公文書が編てつされていたため、その公文書についても請求の対象に含まれるものと判断する。

以上のことから、別表1の番号6及び7の公文書を対象公文書に加え、公開又は非公開の決定を行うことが妥当である。

(2) 部分公開決定について

ア 「専門教科・小論文の問題の作成・採点についての委託に関する
決裁文書などの情報」について

(ア) 対象文書3について

対象文書3は、平成19年度京都府公立学校教員採用選考試験の問題を作成するに当たって、小論文を除く試験科目の問題作成等の事務に係る委嘱についての決裁文書である。

実施機関が非公開としたのは、問題作成者等を一覧にした「平成19年度公立学校教員採用選考試験事務委嘱者一覧」のうち問題作成者等の所属、職名及び氏名を記載した部分である。

(イ) 条例第6条第5号について

条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

(ウ) 条例第6条第5号該当性について

実施機関は、問題作成者等の所属、職名及び担当教科を明らかにすることにより問題作成者等が特定される一方、問題作成者等を毎年入れ替えることは極めて困難であることから、問題作成者等が受験者等に接触され、問題の漏えい等の危険性があること、また、問題作成者等であることが明らかになると、日常的に他者と接する際にも周囲から疑念を持たれないように過度のプレッシャーがかかることから、問題作成者等となることが敬遠され、問題作成者等の引受手を確保することが困難になり、問題作成等業務に支障があると主張する。

確かに、問題作成者等の所属、職名及び担当教科を明らかにすることにより問題作成者等が特定されること及び現段階においては問題作成者等を毎年入れ替えることは極めて困難であることが認められる。しかしながら、問題作成者等は地方公務員法上の守秘義務を負い、かつ、高いモラルを持って問題作成等業務を遂行すべき立場であることから、問題漏えいの危険性をもって事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

また、他者と接する際に過度のプレッシャーがかかる旨の主張については、学校以外で勤務する問題作成者等には、他者と接する機会が多いとは考えられず、公開してもそのような過度のプレッシャーがかかり問題作成等業務を敬遠するとは認められない。

以上のことから、学校以外で勤務する問題作成者等の所属及び

職名について、実施機関の主張には理由が認められない。

一方、学校で勤務する問題作成者等については、他者と接する機会が学校以外で勤務する問題作成者等と比較して多いと考えられ、問題作成者等を特定される情報を公開した場合には、周囲から疑念を持たれないように過度のプレッシャーがかかり、問題作成者等となることが敬遠され、かつ、現段階においては委嘱という方式を取っていることから、問題作成者等の引受手を確保することが困難になるおそれがあると認められる。

しかし、公開する情報を問題作成者等が特定されない範囲に限定した場合は、実施機関の主張する問題作成等業務に対する支障が生じるとは認められない。本件処分において実施機関は、学校で勤務する問題作成者等について、学校名を含む所属及び職名を非公開としているところ、学校名を公開せず、学校種名及び職名を公開したとしても、当該情報は、問題作成者等が特定されるものであるとは認められないことから、公開しても問題作成等業務に支障があるとは認められない。

したがって、実施機関が非公開とした部分のうち、学校以外で勤務する問題作成者等の所属及び職名並びに学校で勤務する問題作成者等の学校種名及び職名については、公開すべきである。

なお、異議申立人に確認したところ、問題作成者等の氏名については異議申立ての対象としないとのことであったので、判断しない。

もっとも、教員採用選考試験の問題作成等業務については、京都府教育委員会にとって重要な業務と考えられ、現体制のまま問題作成者等の確保が困難であることを理由に非公開にとどめることは適当ではないと考えられるため、できるだけ速やかに公開に耐え得る体制の整備を図ることが、条例の精神からも望ましい。

(エ) 対象公文書として特定すべき公文書について

審査会において対象文書3の編てつされた簿冊を確認した結果、人事異動に伴う問題作成者等の変更内容が記載された別表1の番号8の公文書及び当該公文書と同内容の公文書である番号9の公文書が編てつされていたため、両公文書についても請求の対象に含まれるものと判断する。

以上のことから、別表1の番号8及び9の公文書を対象公文書に加え、公開又は非公開の決定を行うことが妥当である。

(オ) そのほかの主張について

異議申立人は、実施機関の特定した公文書には、小論文の問題作成等に係るものが欠落していると主張しているため、以下検討

する。

実施機関に確認したところ、小論文の問題作成等業務については、外部に委嘱せず、実施機関の職員が行っているとのことであった。また、審査会において対象文書3が編てつされていた簿冊を確認した結果、請求に係る公文書は含まれていなかった。したがって、これらの公文書については不存在であると考えることが相当である。

イ 「教育実践力テスト（二次）のテーマに関する情報」について

(ア) 対象文書4について

対象文書4は、平成19年度京都府公立学校教員採用選考試験第二次試験の教育実践力テストについての決裁文書である。

実施機関が非公開としたのは、教育実践力テストにおいて実際に出題する具体的課題が記載された部分であり、小学校用、中学校用、高等学校用、高等学校数学用、高等学校理科用、高等学校スペシャリストB用、養護学校用、養護教諭用及び栄養教諭用ごとに記載されている。

(イ) 条例第6条第5号について

条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

(ウ) 条例第6条第5号該当性について

実施機関は、教育実践力テストでは、原則各受験者ごとに異なった課題を出題しており、今後の試験において課題の更新や差し替えが困難であることから、課題を公開することにより、受験者等が事前に対策を立てることが可能となり、受験者を公平に評価することができなくなるおそれがある旨主張する。

しかし、課題の更新や差し替えを行わないのであれば、今後出題された課題を受験者等が蓄積し、事前に対策を立てることが可能になることにより、将来的には受験者を公平に評価するという実施機関の目的を達成することが困難となる。よって、実施機関の主張は認められない。

また、実施機関からは、教育実践力テストにおいて評定するのは、授業の基本的な部分についてであり、課題が異なっても評定基準は同一である旨説明があったが、そのような評定を行うので

あれば、多数の課題により教育実践力テストを行う必要性は低いと考えられる。よって、受験者の人数分の課題を準備しなければならないことから課題の更新や差し替えが困難であるとする実施機関の主張は認められない。

しかし、現段階では、次回の教員採用選考試験において、少数の課題により教育実践力テストを行う体制に変更することは困難である。また、現在の教育実践力テストの実施方法を次回の教員採用選考試験においても行わざるを得ないとすると、本件処分において非公開とした課題を差し替えることも困難である。

したがって、教育実践力テストの課題を公開することにより、次回の教員採用選考試験における教育実践力テストの事務の適正な遂行について支障があると認められることから、現段階においては、条例第6条第5号に該当すると認められ、非公開もやむを得ないと判断する。

しかしながら、終了した教育実践力テストの課題をこのまま非公開にとどめることは条例の精神からも適当ではなく、できるだけ速やかに公開できるように教育実践力テストのあり方を見直すべきである。

(3) 不存在決定について

ア 「一次試験で大阪府とほぼ同じ問いが出題されるに至る過程での大阪府との協議内容及び決裁に関する情報、また受審者の当該出題についての解答状況の分析に関する情報」について

異議申立人は、「従来聞いたことがない『共同作成』方式が導入される際に、それに関する起案や決裁がなかったということがどうしても考えにくい。」として、共同作成を導入する際の決裁文書等請求に係る公文書がある旨主張するものと解されるので、以下検討する。

実施機関に確認したところ、教員採用選考試験の試験問題の共同作成については、以前から教育長より検討するように指示があったため、平成16年度に近隣府県が参加して開催された教職員人事・給与主管課長会議において京都府教育委員会から提案を行ったところ、試験問題の一部について、近畿府県市の一部において各科目を分担し、各府県市が担当科目の試験問題を作成し、持ち寄ることにより共有することとしたが、その試行として、平成18年度に開催された「教員採用選考試験問題の共同作成の試行に係る実務担当者会議」において試験問題の持ち寄り等を行ったとのことであった。

実施機関から、「教員採用選考試験問題の共同作成の試行に係る実務担当者会議」に係る公文書である別表1の番号10から13ま

での公文書については、請求の対象に含まれるものとして情報提供した旨説明があったところであるが、審査会においても、当該公文書は請求の対象に含まれるものと判断する。

また、京都府教育委員会が上記近畿府県市の一部と試験問題を共有することとした決裁文書については、実施機関に確認したところ、当該意思決定は、上記の教職員人事・給与主管課長会議の結果を教育長に対し復命することにより決定したと認識しており、決裁文書を作成していないとのことであった。他府県市と試験問題を共有するといった重要な事項については、起案をし決裁を受けることが条例の精神からも望ましかったと考えられるが、審査会において別表1の番号10から13までの公文書が編てつされていた簿冊を確認した結果、請求に係る公文書は含まれていなかった。したがって、これらの公文書については不存在であると考えることが相当である。

また、異議申立人の請求する「受審者の当該出題についての解答状況の分析についての情報」については、実施機関に確認したところ、解答状況の分析を行ってはおらず、また、別表1の番号10から13までの公文書が編てつされていた簿冊を確認した結果、請求に係る公文書は含まれていなかった。したがって、これらの公文書については不存在であると考えることが相当である。

以上のことから、実施機関が行った不存在決定を取り消し、別表1の番号10から13までの公文書を特定の上、改めて公開又は非公開の決定を行うべきである。

イ 「京都府下市町村による非常勤教職員の独自任用数に関する情報」について

実施機関に確認したところ、府下市町村による非常勤教職員の独自任用数については、文部科学省への報告のため、各教育局を通じて府下市町村へ照会しているものであるところ、各教育局において別表1の番号14の公文書である府下市町村からの回答を保管しているとのことであった。各教育局において保管する公文書についても、実施機関の保有する公文書であることから、当該公文書についても請求の対象に含まれるものと判断する。

以上のことから、実施機関が行った不存在決定を取り消し、別表1の番号14の公文書を特定の上、改めて公開又は非公開の決定を行うべきである。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年11月14日	諮問書の受理
平成19年12月10日	実施機関の理由説明書の受理
平成19年12月27日	異議申立人の意見書の受理
平成20年 1月31日	第1回審査会
平成20年 2月18日	第2回審査会
平成20年 4月11日	第3回審査会
平成20年 5月16日	第4回審査会
平成20年 6月13日	第5回審査会
平成20年 8月 8日	第6回審査会
平成20年 9月19日	第7回審査会
平成20年10月10日	答 申

<別表1>

- 1 第一次試験の合否判定基準
- 2 第二次試験の合否判定基準
- 3 「平成19年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験（筆記試験）における一部試験免除について」（平成18年7月20日）
- 4 「平成19年度京都府公立学校教員採用選考試験第1次試験に係る合否判定等について」（平成18年8月7日）
- 5 「平成19年度京都府公立学校教員採用候補者名簿登載者の決定について」（平成18年9月19日）
- 6 「HPの更新について」（平成18年4月11日）
- 7 「HPの更新について」（平成18年7月19日）
- 8 「平成19年度京都府公立学校教員採用選考試験事務委嘱予定者会議について」（平成18年4月12日）
- 9 「平成19年度京都府公立学校教員採用選考試験第一次筆記試験について」（平成18年7月14日）
- 10 「教員採用選考試験問題の共同作成の試行に係る実務担当者会議の開催について」（平成18年5月17日）
- 11 「教員採用選考試験の協同作成に係る実務担当者会議の開催について」（平成18年9月20日）
- 12 「教員採用選考試験問題の共同作成について」（平成18年12月19日）
- 13 「教員採用選考試験問題の共同作成に係る実務担当者会議の開催について」（平成19年1月10日）
- 14 「（5） 公立小・中学校の非常勤講師調（18. 5. 1）」

※なお、下線を引いた公文書については、実施機関から情報提供したとの説明があったものである。

<別表2>

公開すべき部分

「平成19年度京都府公立学校教員採用選考試験に係る事務（問題作成等）の委嘱について」のうち、学校以外で勤務する問題作成者等の所属及び職名並びに学校で勤務する問題作成者等の学校種名及び職名を記載する部分

(別紙1)

<公文書公開請求に係る請求内容>

- 1 一次試験一部免除者の前年度一次試験成績の取扱いをどう定めたかに関する情報
- 2 臨時的任用・非常勤教職員の任用に関する法的根拠と実際の任用(希望者・候補者へ周知や選考の手順、選考の公平性を担保するシステムなど)に関する情報
- 3 専門教科・小論文の問題の作成・採点についての委託に関する決裁文書などの情報
- 4 教育実践力テスト(二次)のテーマに関する情報
- 5 一次試験で大阪府とほぼ同じ問いが出題されるに至る過程での大阪府との協議内容及び決裁に関する情報、また受審者の当該出題についての解答状況の分析に関する情報
- 6 京都府下市町村による非常勤教職員の独自任用数に関する情報
- 7 個人面接・集団面接の具体的な質問事例に関する情報
- 8 面接官の構成に関する情報(委嘱に関する決裁文書一面接官の固有名詞は除く)

(備考)

1、3～5、7及び8は平成19年度採用分、2及び6は平成18年度採用分

<異議申立ての対象となった処分>

番号	特定した公文書	決定内容	非公開部分の概要	該当請求項目
1	平成19年度京都府公立学校教員採用選考試験について	公開		1
2	京都府教育委員会における講師採用の流れ	公開		2
3	平成19年度京都府公立学校教員採用選考試験に係る事務（問題作成等）の委嘱について	部分公開	・問題作成及び採点の委嘱者の職名、氏名、所属 【条例第6条第5号該当】	3
4	平成19年度京都府公立学校教員採用試験第2次試験教育実践力テストの課題について	部分公開	・具体的課題例（各見出し部分を除く） 【条例第6条第5号該当】	4
5	一次試験で大阪府とほぼ同じ問いが出題されるに至る過程での大阪府との協議内容及び決裁に関する情報、また受審者の当該出題についての解答状況の分析に関する情報	非公開 (不存在)		5
6	京都府下市町村による非常勤教職員の独自任用数に関する情報	非公開 (不存在)		6

1～6：平成19年7月27日付け決定

<異議申立ての対象となっていない処分>

番号	特定した公文書	決定内容	非公開部分の概要	該当請求項目
1	平成19年度京都府公立学校教員採用選考試験面接委員説明会の実施について ----- 平成19年度京都府公立学校教員採用選考試験第2次面接試験委員説明会について	部分公開	1次面接実施要領、個人面接試験資料(第2次試験用)及び教育実践力テスト資料(第2次試験用)のうち、 ・面接における質問例(各見出し部分を除く) ・面接試験グループ表の面接官氏名 【条例第6条第5号該当】	7
2	平成19年度京都府公立学校教員採用試験第1次面接試験の面接委員の委嘱について	部分公開	・所属、職名のうち氏名が特定されるおそれがあるもの 【条例第6条第5号該当】	8

- 1 : 平成19年6月12日付け決定
2 : 平成19年7月27日付け決定